

原告第10準備書面の要旨

第1 被告東電の反論とその問題点について

- 1 被告東電は、「100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の原因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線量による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている」、「放射線被ばくの実情は、年間20ミリシーベルトを大きく下回るものと考えられる」等と反論して、原告の被ばくによる生命、身体、精神の障害に対する不安という精神的苦痛について、中間指針第9の「放射線障害が生じ、健康状態の悪化又は疾病の罹患が生じた場合の損害」に該当しないなどとして、その損害を否定する。被告国も同様であると解される。
- 2 しかし、この反論は失当である。原告の被ばくによる生命・身体・精神の障害に対する不安には合理性があり、原告は当然にその精神的損害を被告両名に請求する地位にある。この地位は、憲法第13条の人格権に基づく「被ばくをしない（させられない）権利」によるものであり、被告両名の反論には、原告の人格権侵害という観点が欠如している。
- 3 そもそも被告らが主張する「20ミリシーベルト」という数値は、基準でも許容値でもない。我が国の公衆の被ばく線量の「許容値」については、線量限度としての1ミリシーベルト基準のみが法令に根拠がある唯一の基準である。被告らの反論は、国民主権と基本的人権の尊重を基調とする我が国の憲法下においては明白な憲法違反であり、かつ、低線量被ばくのリスクに関し国際的にも国内的にも確立された科学的な知見にも反するものであつて、法律上の正当性も科学的な合理性も欠如しており、到底容認することはできない。

第2 原告の再反論について

1 原告の権利について

原告には、憲法上の権利である人格権として「被ばくしない（させられない）権利」がある。原子力災害特別措置法も、「この法律は・・原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」と規定して、この権利を擁護することを目的としていることを明らかにしている。

2 「被ばくしない（させられない）権利」の科学的根拠について

(1) この権利は、放射線の物理的性質及び広島・長崎被ばく等のデータに基づいて国際的にも国内的にも確立された知見である「直線・しきい値なし」という「レント仮説」に基づくものであり、どんなに低い被ばく量であっても被ばく量に比例した影響が出るという考え方である。

(2) したがって、科学的には、それ以下であれば影響が生じないという「しきい値」がないために、「許容値」は決められない。

3 「被ばくしない（させられない）権利」を制限する許容値としての1ミリシーベルト基準について

(1) この権利を制限する「許容値」定める場合には、憲法で保障される人格権の制限であるから、必要最小限の制限でなければならず、かつ法律の定めによる必要がある。

(2) 原子力発電所による公衆被ばくに関しては、原子炉等規制法等に基づき定められている1ミリシーベルト基準がこれにあたる。

4 被告東電の反論と I C R P 1 9 9 0 年勧告との関係について

公衆被ばくに関する1ミリシーベルト基準は、被告東電も国際的合意であると主張して全面的に依拠する I C R P 1 9 9 0 年勧告を踏まえて、それを国内法に導入したことによるものであって、被告東電の反論は同勧告にも反し、自己矛盾である。

5 20ミリシーベルト数値は、「被ばくしない（させられない）権利」を制限する許容値とは成り得ないことについて

20ミリシーベルト数値を許容値とすることは、法に基づかなければ権利を剥奪する違憲の定めをすることとなる上に、次のような問題がある。

① 我が国の法制下においては、同じ国民に対し、平常時においては1ミリシーベルト、異常事態時においては20ミリシーベルトという異なった許容値を設けることは、憲法の「法の下の平等」原則に反し許されない。

② 異常事態時を理由に、事後的に許容値を20ミリシーベルトに変更して1ミリシーベルト基準を否定し、その違反を免責するというのでは、「法令遵守」が無意味なものとなって、我が国の法

秩序は崩壊する。

③ 管理できる程度の少量の放射線放出という軽微な事故に止まる場合には1ミリシーベルト基準で事業者を厳しく規制する一方で、管理不可能な程の大量の放射線放出という悪質重大な事故の場合には、この基準は始めから無意味な基準であったとして事業者の責任を不問に付して免責するなどという法制度は、法を愚弄し国民を騙すものである。

④ 「法令遵守」は国及び事業者の基本的な資格要件であり、現に国も東電も、「1ミリシーベルト」が許容値であることを自認し、地元自治体及び住民に対しその遵守を確約していた。反論のようないい論理がまかり通るのであれば、「法令遵守」概念は崩壊し、国民を騙す方便になってしまふし、現実に国民を騙していたこととなる。

6 20ミリシーベルト数値の法的な意義、効果について

20ミリシーベルト数値は、被告国により、地元自治体抜きに一方的に定められたという重大な瑕疵があるものである上に、許容値ではなく、復興時における避難指示解除及び帰還容認等の原子力災害対策上の政治的、政策的判断による目安として定められたに過ぎない。したがって、

- ① 許容値としての1ミリシーベルト基準の違反を免責するというような法的效果を有する訳がないことは明らかである。
- ② さらに、仮にこの20ミリシーベルト数値が復興時における災害対策という公共対策上の政治的、政策的な観点からは是認され得るとしても、それが個々の国民の権利、利益を制限・剥奪することまで容認するものではないことも明らかである。

7 原告の被ばく状況について

以上のとおり1ミリシーベルト基準が唯一の許容値であるところ、原告は、本件事故により、放射性物質が大量に放出される中、意に反して、外部被ばくとともに呼吸による内部被ばくをさせられているのであって、それがこの基準を超えていることは明らかである。

8 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針について

原告の「被ばくしない（させられない）権利」を侵害されたことに伴う精神的苦痛についての損害は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針が示す損害賠償基準の中には含まれておらず、同基準とは

別に、損害賠償請求ができるることは明らかである。

9 総括として

被告東電及び被告国は、国民主権と基本的人権を基調とする法秩序を遵守するという基本原則に立ち戻り、速やかに1ミリシーベルト基準が法的に正当な唯一の許容値であることを認め、原告の失われた人権を回復する道を選択すべきである。

以上

【「レント仮説」とは何か】29・3・22

「レント仮説」の「レント」とは、LNT : Linear Non Threshold (直線・しきい値なし) の呼称である。そして、このレント仮説の内容は次のとおりである。

比較的多量の被ばくをした場合には、人間は死んでしまう、あるいは死に至らない程度の被ばくであっても様々な障害が出る。こうした障害には皮膚の火傷や脱毛、嘔吐、下痢といったように被ばく直後から現れ、急性障害と呼ばれるものもある。ただし、それらの障害の多くは、一定量以上の被ばくをしなければ、影響が見えるようにならない。その値を「しきい値」と呼び、そのような障害の現れ方を「確定的影響」と呼ぶ。

しかし、「しきい値」を超えない程度の被ばくで、被ばく直後には何らの影響も見えない場合であっても、長い年月の後にがんや白血病のような晩発性障害が現れる、あるいは遺伝的な障害が現れることが明らかになってきた。そして、確率的影響と呼ばれるこれらの障害については、それ以下であれば影響が生じないという「しきい値」がなく、かつどんなに低い被ばく量であっても被ばく量に比例した影響が出ると考えるようになった。

